

2021年4月

IFRS®財団
公開草案 ED/2021/4

交換可能性の欠如

コメント期限：2021年9月1日

公開草案

交換可能性の欠如 IAS 第 21 号の修正案

コメント期限：2021 年 9 月 1 日

交換可能性の欠如

Exposure Draft ED/2021/4 *Lack of Exchangeability* is published by the International Accounting Standards Board (Board) for comment only. Comments need to be received by **1 September 2021** and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this and how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the Board and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

ISBN: 978-1-914113-19-2

Copyright © 2021 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of Board publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <http://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world including 'IAS®', 'IASB®', the 'IASB® logo', 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, the 'Hexagon Device', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'NIIF®' and 'SIC®'. Further details of the Foundation's trade marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

交換可能性の欠如 IAS 第21号の修正案

コメント期限：2021年9月1日

交換可能性の欠如

公開草案 ED/2021/4「交換可能性の欠如」は、国際会計基準審議会（当審議会）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2021年9月1日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> でのオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及び IFRS 財団（当財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

ISBN: 978-1-914113-06-2

コピーライト © 2021 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <http://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’, ‘IASB®’, IASB® ロゴ, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, IFRS® ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, IFRS for SMEs® ロゴ, ‘Hexagon Device’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘NIIF®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目次

	開始ページ
はじめに	6
コメント募集	6
[案] IAS 第21号「外国為替レート変動の影響」の修正	9
[案] IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」の修正	17
審議会による2021年4月公表の公開草案「交換可能性の欠如」の承認	19
[案] IAS 第21号「外国為替レート変動の影響」に付属する設例	20
公開草案「交換可能性の欠如」に関する結論の根拠	23

はじめに

本公開草案において、国際会計基準審議会（当審議会）は IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」を修正することを提案している。修正案は次のことを定めるものとなる。

- (a) どのような場合に、ある通貨は他の通貨に交換可能なのか（したがって、どのような場合に交換可能でないのか）
- (b) ある通貨が交換可能でない場合に、企業は適用すべき為替レートをどのように決定するのか
- (c) ある通貨が交換可能でない場合に企業が提供する情報

当審議会が本公開草案を公表する理由

IAS 第 21 号は一般的に、企業が外貨建取引又は在外営業活動体の業績及び財政状態を財務諸表において報告する際に、直物為替レートを使用することを要求している。直物為替レートとは、即時の受渡しに係る為替レートである。IAS 第 21 号は、2つの通貨間の交換可能性が一時的に欠如している場合に外貨建取引の報告に使用すべき為替レートを定めている。しかし、交換可能性の欠如が一時的でない場合の要求事項は定められていない。

IFRS 解釈指針委員会（委員会）は、在外営業活動体の機能通貨が表示通貨に交換可能でない場合に、在外営業活動体の業績及び財政状態を換算するにあたり使用すべき為替レートを決定する方法を検討した。委員会は、ある通貨が他の通貨に交換可能であるかどうか及び交換可能でない場合に使用すべき為替レートの決定方法について、多様な見解があるという情報を受けた。通貨が交換可能でない状況が生じることは比較的稀であるかもしれないが、生じている場合には、経済状況は急速に悪化する可能性がある。そうした状況において、IAS 第 21 号の適用に関しての多様な見解は、交換可能性が欠如している通貨の影響を受ける企業の財務諸表に重要性がある差異を生じさせる可能性がある。したがって、当審議会は、ある通貨が他の通貨に交換可能であるかどうか及び交換可能でない場合の会計処理を企業が決定するための要求事項を IAS 第 21 号に追加することを提案している。

コメント募集

当審議会は、本公開草案（特に、以下に示す質問）に対するコメントを募集している。コメントは次のようなものである場合に最も有用である。

- (a) 記載された質問に対応している。
- (b) 関連する具体的な項を明記している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 提案において翻訳が困難な語句を識別している。
- (e) 該当がある場合には、当審議会が検討すべき代替案を含んでいる。

当審議会は、本公開草案で扱っている事項についてのみコメントを募集している。

交換可能性の欠如

コメント提出者への質問

質問 1—2つの通貨間の交換可能性の評価

IAS 第 21 号の修正案の第 8 項は、企業がある通貨を他の通貨と交換することができる場合には、当該通貨は当該他の通貨に交換可能であると定めている。IAS 第 21 号の付録 A [案] の A2 項から A11 項は、交換可能性を評価するにあたり企業が考慮する諸要因を示し、それらの要因がその評価にどのように影響を与えるのかを定めている。

結論の根拠の BC4 項から BC16 項は、この提案についての当審議会の論拠を説明している。

この提案に同意するか。賛成又は反対する理由は何か。提案に反対の場合、その代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

質問 2—交換可能性が欠如している場合の直物為替レートの決定

IAS 第 21 号の修正案の第 19A 項から第 19C 項及び A12 項から A15 項は、ある通貨が他の通貨に交換可能でない場合に企業が直物為替レートをどのように決定するのかを定めている。

結論の根拠の BC17 項から BC20 項は、この提案についての当審議会の論拠を説明している。

この提案に同意するか。賛成又は反対する理由は何か。提案に反対の場合、その代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

質問 3—開示

IAS 第 21 号の修正案の第 57A 項から第 57B 項及び A16 項から A18 項は、2つの通貨間の交換可能性の欠如が企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローにどのように影響を与えているか又は与えると見込まれるかを、企業の財務諸表の利用者が理解できるようにする情報を開示することを企業に要求している。

結論の根拠の BC21 項から BC23 項は、この提案についての当審議会の論拠を説明している。

この提案に同意するか。賛成又は反対する理由は何か。提案に反対の場合、その代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

質問 4—経過措置

IAS 第 21 号の修正案の第 60L 項から第 60M 項は、企業がこの修正を適用開始日から適用することを要求し、早期適用を認めている。

結論の根拠の BC24 項から BC27 項は、この提案についての当審議会の論拠を説明している。

この提案に同意するか。賛成又は反対する理由は何か。提案に反対の場合、その代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

期 限

当審議会は、2021年9月1日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

コメントの方法

コメントは電子的に提出されたい。

オンライン <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

電子メール commentletters@ifrs.org

回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、コメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。秘密扱いの要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

[案] IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の修正

第 8 項及び第 26 項を修正する。第 19A 項から第 19C 項及び関連する見出し、第 57A 項から第 57B 項、第 60L 項から第 60M 項並びに付録 A を追加する。第 8 項における「決算日レート」及び「直物為替レート」の定義は修正していないが、参照の便宜のため含めている。削除する文言には取消線、新規の文言には下線を付している。読みやすくするため、付録 A の文言には下線を付していない。

定 義

8 次の用語は、本基準書では特定された意味で用いている。

決算日レートとは、報告期間の末日現在の直物為替レートをいう。

企業がある通貨を他の通貨と交換することができる場合には、当該通貨は当該他の通貨に交換可能である。

…

直物為替レートとは、即時の受渡しに係る為替レートをいう。

交換可能性が欠如している場合の直物為替レートの決定

19A 2つの通貨間の交換可能性が欠如している場合、すなわち、測定日においてある通貨が他の通貨に交換可能でない場合（A2項から A11項に記述）には、企業は直物為替レートを見積らなければならない。見積った直物為替レートは、測定日現在で評価した次のような条件を満たさなければならない。

(a) 当該通貨が他の通貨に交換可能であったならば企業が為替取引を締結することができたであろうレート

(b) 市場参加者の間での秩序ある取引に適用されたであろうレート

(c) 全般的な経済状況を忠実に反映するレート

19B 第19A 項で要求している直物為替レートを見積るにあたり、企業は、観察可能な為替レートが第19A 項における条件を満たし、かつ、次のいずれかである場合には、その観察可能な為替レートを、見積った直物為替レートとして使用することができる。

(a) 企業が交換可能性を評価する目的以外の目的での直物為替レート

(b) 当該通貨の交換可能性が回復された後に企業が他の通貨を入手することができる最初の為替レート（最初の事後の為替レート）

19C A12項から A15項の要求事項は、ある通貨が他の通貨に交換可能でない場合に直物為替レートを決定するにあたり、企業が第19A 項から第19B 項をどのように適用するのかを

定めている。

外貨建取引の機能通貨での報告

…

当初認識後の各報告期間末における報告

…

- 26 いくつかの為替レートが利用可能な場合には、使用するレートは、当該取引又は残高が表すキャッシュ・フローが測定日に発生したとした場合に当該キャッシュ・フローを決済し得たであろうレートである。2つの通貨間の交換可能性が一時的に欠如している場合には、使用するレートは、その後最初に交換し得た時点のレートである。

開示

…

- 57A 2つの通貨間の交換可能性が欠如している（第19A項参照）ため企業が直物為替レートを見積る場合には、企業は、交換可能性の欠如が企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローにどのように影響を与えているか又は与えると見込まれるかを、企業の財務諸表の利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。この目的を達成するため、企業は下記に関する情報を開示しなければならない。

- (a) 交換可能性の欠如の性質及び財務上の影響
- (b) 使用した直物為替レート
- (c) 見積りプロセス
- (d) 交換可能性の欠如により企業が晒されているリスク

- 57B A16項からA18項の要求事項は、企業が第57A項をどのように適用するのかを定めている。

発効日及び経過措置

…

- 60L [年 月]公表の「交換可能性の欠如」により、第8項及び第26項が修正され、第19A項から第19C項、第57A項から第57B項及び付録Aが追加された。企業は当該修正を「公開後に決定される日付」以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。適用開始日は、企業が当該修正を最初に適用する事業年度の期首である。

交換可能性の欠如

60M 「交換可能性の欠如」を適用するにあたり、企業は比較情報を修正再表示してはならない。その代わりに、企業は次のようにしなければならない。

- (a) 企業が外貨建取引を自らの機能通貨で報告していて、機能通貨と当該外貨との間の交換可能性が欠如している場合（A2 項から A11 項で記述している）には、
- (i) 影響を受ける外貨建の貨幣性項目及び外貨での公正価値で測定する非貨幣性項目を、適用開始日に同日現在で見積った直物為替レートを使用して換算する。
 - (ii) この修正の適用開始の影響を、適用開始日において利益剰余金期首残高の修正として認識する。
- (b) 企業が自らの機能通貨以外の表示通貨を使用しているか又は在外営業活動体の業績及び財政状態を換算していて、当該表示通貨と自らの機能通貨（又は当該在外営業活動体の機能通貨）の間の交換可能性が欠如している場合（A2 項から A11 項で記述している）には、
- (i) 影響を受ける資産及び負債を、適用開始日に同日現在で見積った直物為替レートを使用して換算する。
 - (ii) 企業の機能通貨が超インフレである場合に、影響を受ける資本項目を適用開始日に同日現在で見積った直物為替レートを使用して換算する。
 - (iii) この修正の適用開始の影響を、適用開始日において換算差額の累計額（資本の独立の内訳項目に累積）の修正として認識する。

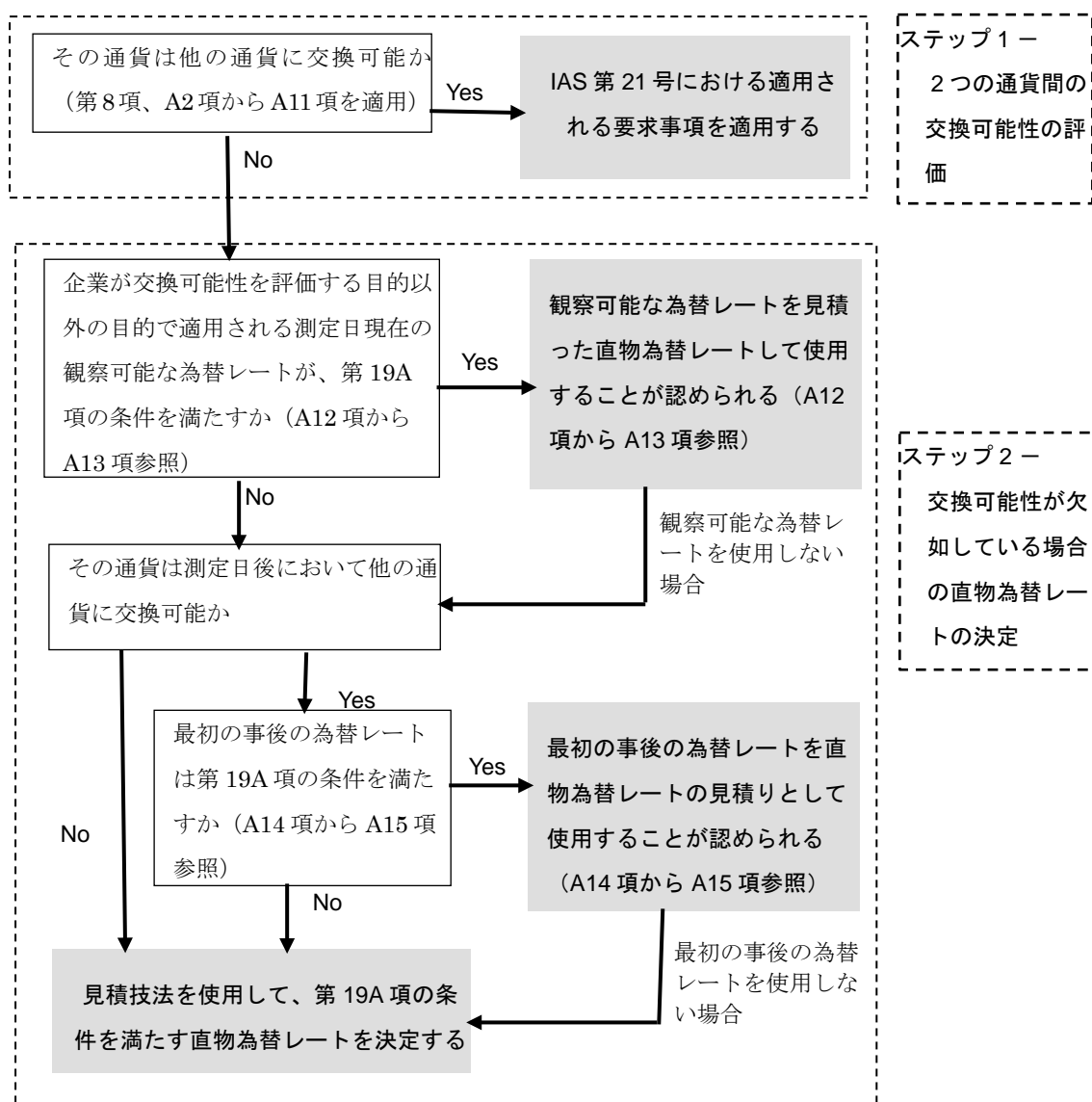
付録 A

適用指針

この付録は本基準書の不可分の一部である。

交換可能性と交換可能性の欠如

A1 下記の図は、ある通貨が他の通貨に交換可能であるかどうかの評価、及び交換可能でない場合の適用される要求事項の適用において、企業に役立つかもしれない。



ステップ1 - 2つの通貨間の交換可能性の評価

A2 ある通貨は、企業が、通常の事務上の遅延を含んだ時間枠の中で、かつ、交換取引が強制可能な権利及び義務を生じさせる市場又は交換メカニズムを通じて、他の通貨に交換することができる場合には、測定日において、当該他の通貨に交換可能である。企業が

交換可能性の欠如

他の通貨の僅少な金額しか入手することができない場合は、通貨は当該他の通貨に交換可能ではない。

- A3 企業は、ある通貨が他の通貨に交換可能であるかどうかを、A9 項で定めている報告目的のそれぞれについて別個に評価しなければならない。例えば、企業は、外貨建取引を自らの機能通貨で報告する目的での交換可能性（A9 項(a)参照）を、在外営業活動体の業績及び財政状態を換算する目的での交換可能性（A9 項(c)参照）とは別個に評価しなければならない。
- A4 A5 項から A11 項の要求事項は、通貨が他の通貨に交換可能であるかどうかを企業がどのように評価するのかを定めている。

時間枠

- A5 第 8 項は、直物為替レートを即時の受渡しに係る為替レートと定義している。しかし、為替取引は必ずしも即時に完了しない場合がある。為替取引に適用される法律上又は規制上の要求事項があることや、法定休日などの実務上の理由によるものである。他の通貨を入手する際の通常の事務上の遅延は、通貨が当該他の通貨に交換可能であることを妨げない。何が通常の事務上の遅延となるのかは、事実及び状況に依存する。

他の通貨を入手する能力

- A6 ある通貨が他の通貨に交換可能であるかどうかを評価するにあたり、企業が考慮しなければならないのは、当該他の通貨を入手する能力であり、他の通貨を入手する意図又は意思決定ではない。A5 項から A11 項における他の要求事項を条件として、たとえ企業が他の通貨を入手する意図がないか又は入手しないことを決定している場合であっても、他の通貨を（直接的又は間接的のいずれかで）入手できる場合は、通貨は他の通貨に交換可能である。例えば、A5 項から A11 項における他の要求事項を条件として、企業が通貨 LC を通貨 PC と交換するか又は LC を別の通貨（FC）と交換してから FC を PC と交換するかのいずれかが可能な場合には、企業が PC を入手することを意図しているか又は決定しているかどうかに関係なく、LC は PC に交換可能である。

市場又は交換メカニズム

- A7 ある通貨が他の通貨に交換可能であるかどうかを評価するにあたって、企業は、当該通貨を当該他の通貨と交換するための取引が強制可能な権利及び義務を生じさせる市場又は交換メカニズムのみを考慮しなければならない。強制可能性は法律の問題である。ある市場又は交換メカニズムにおける交換取引が強制可能な権利及び義務を生じさせるかどうかは、事実及び状況に依存する。

他の通貨を入手する目的

- A8 ある通貨の異なる用途について異なるレートが適用される場合がある。例えば、収支バランスについての圧力に直面している法域が、他の法域への資本送金（配当の支払な

ど)は抑制したいが当該法域からの特定の物品の輸入は奨励したいと考える場合がある。そうした状況では、その法域の当局は次のようにする可能性がある。

- (a) 当該物品の輸入に対しては特恵的な為替レート、他の法域への資本送金に対しては「懲罰的」な為替レートを設定し、それにより、異なる交換取引に異なる為替レートが適用される結果を生じさせる。
- (b) 当該他の通貨を当該物品の輸入に対する支払にのみ利用可能とし、他の法域への資本送金については利用可能としない。

A9 したがって、ある通貨が他の通貨に交換可能であるかどうかの評価は、企業が当該他の通貨を入手する目的に依存する可能性がある。交換可能性を評価するにあたり、企業は他の通貨の入手目的は次のことであると仮定しなければならない。

- (a) 企業の機能通貨で報告される外貨建取引については、個々の外貨建の取引、資産又は負債を決済すること
- (b) 企業の機能通貨以外の表示通貨の使用については、企業の純資産を換金すること
- (c) 在外営業活動体の業績及び財政状態の換算については、企業の在外営業活動体に対する純投資を換金すること

A10 企業の純資産又は在外営業活動体に対する純投資は、例えば、次のことによって換金される可能性がある。

- (a) 企業の所有者に対しての財務上のリターンの分配
- (b) 企業の在外営業活動体からの財務上のリターンの受取り
- (c) 企業の所有者による投資の回収（投資の処分などを通じて）

他の通貨の限られた金額のみを入手する能力

A11 企業が他の通貨の限られた金額しか入手できない場合がある。例えば、外貨建負債（FC1,000）を有する企業が、当該負債を決済するために FC50 のみを手に入れる場合がある。そうした状況では、A9 項で定めている目的では、企業が他の通貨の僅少な金額しか入手できない場合は、通貨は他の通貨に交換可能ではない。企業は、特定の目的について入手できる他の通貨の金額の大きさを、当該目的に必要な当該他の通貨の合計金額と比較することによって評価しなければならない。

ステップ2 — 交換可能性が欠如している場合の直物為替レートの決定（第19A項から第19B項）

観察可能な為替レートの使用

A12 ある目的では他の通貨に交換可能でない通貨が、他の目的では当該通貨に交換可能である場合がある。例えば、企業が他の通貨を特定の物品の輸入のために入手することはで

交換可能性の欠如

きるが、配当の支払のためには入手できない場合がある。こうした状況において、企業は、他の目的での観察可能な為替レートが第 19A 項の条件を満たすと結論を下す可能性があり、当該レートが条件を満たす場合、企業は当該レートを見積った直物為替レートとして使用することができる。

- A13 そのような観察可能な為替レートが第 19A 項の条件を満たすかどうかを評価するにあたり、企業は特に次の要因を考慮しなければならない。
- (a) 複数の為替レートが存在するかどうか — 複数の観察可能な為替レートの存在は、企業が他の通貨を特定の目的で入手することを奨励又は抑制するように当該為替レートが設定されていることを示唆している可能性がある。したがって、これらの観察可能な為替レートは「インセンティブ」又は「ペナルティ」を含んでいる可能性があり、したがって、全般的な経済状況を忠実に反映していない可能性がある。
 - (b) 当該通貨が交換可能である目的 — 企業が他の通貨を限定的な目的（緊急物資の輸入など）でのみ入手できる場合には、観察可能な為替レートは全般的な経済状況を忠実に反映していない可能性がある。
 - (c) 為替レートの性質 — 自由変動相場の観察可能な為替レートは、関連する通貨当局又は法域当局からの定期的な介入を通じて設定されている為替レートよりも、全般的な経済状況を忠実に反映している可能性が高い。
 - (d) 為替レートが更新される頻度 — 一定期間にわたり変化しない観察可能な為替レートは、より頻繁に（例えば、毎日又は 1 日に数回）更新される観察可能な為替レートよりも、全般的な経済状況を忠実に反映している可能性は低い。

最初の事後の為替レートの使用

- A14 測定日において他の通貨に交換可能でない通貨が、その後に当該通貨に交換可能となる場合がある。こうした状況において、企業は、最初の事後の為替レートが第 19A 項の条件を満たすと結論を下す可能性があり、当該レートが条件を満たす場合には、企業は当該レートを見積った直物為替レートとして使用することができる。
- A15 最初の事後の為替レートが第 19A 項の条件を満たすかどうかを評価するにあたり、企業は特に次の要因を考慮しなければならない。
- (a) 測定日と交換可能性が回復された日との間の期間 — この期間が短いほど、最初の事後の為替レートが全般的な経済状況を忠実に反映する可能性が高い。
 - (b) 物価上昇率 — ある経済が超インフレ（IAS 第 29 号「超インフレ経済下の財務報告」で定められている）又はそれ以外で高インフレに晒されている場合には、価格が急速に変動することが多く、1 日に数回変動することもある。したがって、そのような経済についての最初の事後の為替レートは、全般的な経済状況を忠実に反映していない可能性がある。

交換可能性が欠如している場合の開示

- A16 企業は、第 57A 項における開示目的を満たすために必要な詳細さのレベルを考慮しなければならない。企業は、A17 項から A18 項で定める情報及び第 57A 項における目的を満たすために必要な追加的な情報を開示しなければならない。企業は、A17 項から A18 項で要求している情報を財務諸表の他の場所で提供している場合には、当該情報を繰り返す必要はない。
- A17 第 57A 項を適用するにあたり、企業は次のことを開示しなければならない。
- (a) 当該通貨及び当該通貨が他の通貨に交換可能でない状況を生じさせている制限についての記述
 - (b) 影響を受ける取引についての記述
 - (c) 影響を受ける資産及び負債の帳簿価額
 - (d) 使用した直物為替レート及び当該レートが次のいずれなのか
 - (i) 観察可能な為替レート（第 19B 項で認めているもの）
 - (ii) 見積技法を使用して決定した直物為替レート
 - (e) 企業が使用した見積技法、並びに当該見積技法において使用したインプットに関する定性的情報及び定量的情報
 - (f) 交換可能性の欠如により企業が晒されている各種類のリスクに関する定性的情報、並びに各種類のリスクに晒されている資産及び負債の性質及び帳簿価額
- A18 在外営業活動体の機能通貨が他の通貨に交換可能でない場合、企業は次のことも開示しなければならない。
- (a) 在外営業活動体の名称、在外営業活動体は子会社、共同支配事業、共同支配企業、関連会社又は支店のいずれなのか、及びその主たる事業場所
 - (b) 在外営業活動体に関する要約財務情報
 - (c) 在外営業活動体への財政的支援の提供を企業に要求する可能性のある契約上の取決めの性質及び条件（企業に損失を生じさせる可能性のある事象又は状況を含む）。

[案] IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の修正

第 39AH 項を追加し、第 31C 項及び第 D27 項を修正する。削除する文言には取消線、新規の文言には下線を付している。

表示及び開示

...

IFRSへの移行についての説明

...

激しい超インフレ後のみなし原価の使用

31C 企業が、激しい超インフレ（D26項からD30項参照）により、資産及び負債を公正価値で測定し、その公正価値をIFRS開始財政状態計算書でみなし原価として使用することを選択する場合には、企業の最初のIFRS財務諸表は、企業がどのようにして、また、どのような理由で、激しい超インフレに晒されている次の両方の特徴がある機能通貨を有し、その後そうではなくなったのかを開示しなければならない。

~~(a) 信頼性のある一般物価指数が、当該通貨での取引及び残高を有するすべての企業にとって利用可能でない。~~

~~(b) 当該通貨と相対的に安定した外貨との交換可能性がない。~~

発効日

...

39AH [年 月] 公表の「交換可能性の欠如」により、第31C項及びD27項が修正された。企業は当該修正を [公開後に決定される日付] 以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。

付録 D

他のIFRSからの免除

...

激しい超インフレ

...

D27 超インフレ経済の通貨は、次の両方の特徴がある場合には、激しい超インフレに晒されている。

- (a) 信頼性のある一般物価指数が、当該通貨での取引及び残高のあるすべての企業に利用可能でない。
- (b) 当該通貨がと相対的に安定した外貨との間に交換可能性がでない。交換可能性は IAS第21号を適用して評価される。

...

審議会による 2021 年 4 月公表の公開草案「交換可能性の欠如」の承認

公開草案「交換可能性の欠如」（IAS 第 21 号の修正を提案している）は、国際会計基準審議会の 13 名のメンバー全員により公表が承認された。

ハンス・フーガーホースト

議長

スザンヌ・ロイド

副議長

ニック・アンダーソン

タデウ・センドン

マルティン・エーデルマン

フランソワーズ・フローレス

ザック・ガスト

陸 建橋

ブルース・マッケンジー

トーマス・スコット

鈴木 理加

アン・ターカ

メアリー・トーカー

[案] IAS 第21号に付属する設例

IAS 第21号に付属する設例 [案] を追加する。読みやすくするため、新規の文言に下線を付していない。

これらの設例は IAS 第21号に付属しているが、その一部を構成するものではない。IAS 第21号の諸側面を例示しているが、解釈上の指針を提供することを意図したものではない。

はじめに

IE1 これらの設例は、企業が IAS 第21号の要求事項の一部をどのように適用する可能性があるのかを、提示した限定的な事実に基づく仮想的な状況において例示している。設例のいくつかの側面は実際の事実パターンにおいて存在する可能性があるが、設例における事実パターンは単純化されており、IAS 第21号を適用する際には、企業はすべての関連する事実及び状況を評価することが必要となるであろう。

交換可能性の欠如

IE2 設例1から3は、2つの通貨間の交換可能性を企業がどのように評価するのか（付録AのA2項からA11項に示したステップ1）を例示している。設例4は、交換可能性が欠如している場合に企業が直物為替レートをどのように決定するのか（付録AのA12項からA15項に示したステップ2）を例示している。4つの設例のすべてにおいて、

- (a) 企業XはPCを機能通貨及び表示通貨としている。企業Xは連結財務諸表を作成している。
- (b) 企業Xには、在外営業活動体である子会社の企業Yがある。企業Yの機能通貨はLCで、企業Yが営業している法域の現地通貨である。関連する法域当局がLCの他の通貨との交換可能性を管理している。

ステップ1—2つの通貨間の交換可能性の評価（第8項、A2項からA11項）

設例1：時間枠

IE3 企業Yの法域における関連する法域当局は、管理プロセスを完了した後のみ、LCと交換にPCを企業に利用可能とする。PCの入手を望む企業は、PCについての申請を提出する際に、PCをどのように使用する意図であるのかを説明しなければならない。通常の場合では、企業はPCを7日後に入手する。すなわち、7日間が、法域当局がチェックを実施してPCを提供するために必要な期間である。

IE4 企業Xは、7日間がこのメカニズムを通じてLCをPCと交換する取引に適用される通常の事務上の遅延であると考え、A2項からA11項における他の要求事項を条件として、企業Xは、PCの申請から7日以内にPCを入手できる場合には、LCはPCに交換可能であると考え、

交換可能性の欠如

設例 2：市場又は交換メカニズム

- IE5 企業 Y の法域における法域当局は、PC に対する需要に応じることができず、自らが管理している交換メカニズムを通じて PC を利用可能とすることを一時的に停止している。この交換メカニズムがない場合、個々の転売業者は、LC を PC と交換する取引を当該法域当局が設定したものではない為替レートで決済する。しかし、そうした転売業者との交換取引は強制可能な権利及び義務を生じさせず、LC を PC と交換する取引がそうした権利及び義務を生じさせるような他の市場又は交換メカニズムは存在しない。
- IE6 LC が PC に交換可能であるかどうかを評価するにあたり、企業 X は、LC を PC と交換する取引が強制可能な権利及び義務を生じさせる市場又は交換メカニズムのみを考慮する。企業 X は、LC は PC に交換可能ではないと結論を下す。個々の転売業者との交換取引は強制可能な権利及び義務を生じさせず、LC を PC と交換する取引がそうした権利及び義務を生じさせるような他の市場又は交換メカニズムは存在しないからである。

設例 3：他の通貨を入手する目的

- IE7 企業 Y の法域における法域当局は、企業が食品及び医薬品の輸入以外の目的で PC を入手することを禁止している。
- IE8 企業 Y の業績及び財政状態を換算するにあたり、企業 X は、企業 Y に対する純投資を換金する目的で PC を入手できるかどうかを考慮する。企業 X はこの目的で PC を入手することが禁じられているので、企業 X は、LC は PC に交換可能ではないと結論を下す。企業 X が食品及び医薬品を輸入する目的で PC を入手する能力は、この評価には関連しない。

ステップ 2 — 交換可能性が欠如している場合の直物為替レートの決定（第 19A 項から第 19B 項及び A12 項から A15 項）

設例 4：観察可能な為替レートの使用

- IE9 企業 Y の法域の当局は、当該法域で営業している企業に対する純投資の換金を生じさせるような目的で企業が PC を入手することを禁じている。当該制限以外では、企業は PC を入手することができ、LC と PC の為替レートは自由変動相場である。LC と PC の交換のための取引に適用される為替レートは 1 つしかなく、そのレートは 1 日に数回更新される。
- IE10 企業 X は企業 Y に対する純投資を換金するために PC を入手することができないので、企業 X は、LC は PC に交換可能ではないと結論を下す。
- IE11 第 19A 項で要求している直物為替レートを見積るにあたり、企業 X は、観察可能な LC と PC の為替レートを使用する可能性があるかどうかを考慮する。そのために、企業 X は、その観察可能な為替レートが、企業 Y に対する純投資を換金する目的上、第 19A 項の条件を満たすかどうかを評価する。その際に、企業 X は次のことを考慮する。

- (a) 複数の為替レートが存在するかどうか — LC と PC の観察可能な為替レートは1つだけである。
- (b) 当該通貨が交換可能である目的 — 企業 X は、企業 Y に対する純投資の換金を生じさせる取引以外の取引については PC を入手することができる。
- (c) 為替レートの性質 — 観察可能な為替レートは自由変動相場である。
- (d) 為替レートが更新される頻度 — 観察可能な為替レートは1日に数回更新される。

IE12 これらの要因を考慮して、企業 X は、観察可能な為替レートは、企業 Y に対する純投資を換金する目的上、第 19A 項の条件を満たすと決定する。したがって、企業 X は、企業 Y の業績及び財政状態を換算する際に、その観察可能な為替レートを見積った直物為替レートとして使用することができる。

公開草案「交換可能性の欠如」に関する結論の根拠

この結論の根拠は、公開草案「交換可能性の欠如」に付属しているが、その一部を構成するものではない。この結論の根拠は、国際会計基準審議会（当審議会）が本公開草案を開発した際の検討事項をまとめている。個々の審議会メンバーにより議論での重点の置き方は異なっていた。

背景

- BC1 IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」は一般的に、企業が外貨建取引又は在外営業活動体の業績及び財政状態を財務諸表において報告する際に、直物為替レートを使用することを要求している。直物為替レートとは、即時の受渡しに係る為替レートである。IAS 第 21 号は、2 つの通貨間の交換可能性が一時的に欠如している場合に外貨建取引の報告に使用すべき為替レートを定めている。しかし、IAS 第 21 号は、交換可能性の欠如が一時的でない場合に適用される要求事項を含んでいない。
- BC2 IFRS 解釈指針委員会（委員会）は、在外営業活動体の機能通貨が表示通貨に交換可能でない場合に、在外営業活動体の業績及び財政状態を換算するにあたり使用すべき為替レートを決定する方法を検討した。委員会は、ある通貨が他の通貨に交換可能であるかどうか及び交換可能でない場合に使用すべき為替レートの決定方法について、多様な見解があるという情報を受けた。通貨が交換可能ではない状況が生じることは比較的稀であるかもしれないが、生じている場合には、経済状況が急速に悪化する可能性がある。そうした状況においては、IAS 第 21 号の適用に関しての多様な見解が、交換可能性が欠如している通貨の影響を受ける企業の財務諸表に重要性がある差異を生じさせる可能性がある。したがって、委員会は、ある通貨が他の通貨に交換可能であるかどうか及び交換可能でない場合の会計処理を企業が決定するための要求事項を IAS 第 21 号に当審議会が追加するよう提案した。当審議会は委員会の提案に同意した。
- BC3 修正案は、通貨が他の通貨に交換可能であるかどうか及び交換可能でない場合に使用すべき直物為替レートの決定のための一貫したアプローチを企業が適用するよう要求することによって、財務諸表利用者に提供される情報の有用性を改善するであろう。

IAS 第 21 号の修正案

ステップ 1 – 2 つの通貨間の交換可能性の評価

- BC4 多くの要因が 2 つの通貨間の交換可能性に影響を与える。第 8 項で提案した定義を運用可能とし、企業がその定義を一貫して適用するのに役立つために、当審議会は、どのような場合に企業がある通貨を他の通貨と交換できるのか（また、交換できないのか）を定めることを提案している。この評価を行う際に考慮することを要求される要因を識別するにあたり、当審議会は次のことを検討した。
- (a) 他の通貨の入手について、どのような時間枠を企業は考慮するのか（BC5 項）
 - (b) 企業が他の通貨を入手できるが、入手することを意図していない場合は、どのようなになるのか（BC6 項）

- (c) 他の通貨の入手について、どの市場又は交換メカニズムを企業は考慮するのか (BC7 項)
- (d) 企業が他の通貨を入手する目的は何か (BC8 項から BC12 項)
- (e) 企業が他の通貨の限られた金額しか入手できない場合は、どのようになるのか (BC13 項から BC16 項)

時間枠

BC5 提案している A5 項は、他の通貨の入手にあたっての通常の事務上の遅延は、通貨が当該他の通貨に交換可能であることを妨げないという当審議会の結論を反映している。通常の事務上の遅延を無視すると、当審議会の考えでは、通貨が実質的には他の通貨に交換可能である場合に、交換可能性が欠如していると企業が不適切に結論を下す結果となる。当審議会は、何が「通常の事務上の遅延」となるのかについての適用指針を提案しないことを決定した。この評価は事実及び状況（例えば、交換取引が行われる法域及び交換メカニズムの種類）に応じて決まる。

他の通貨を入手する能力

BC6 当審議会は、通貨が他の通貨に交換可能であるかどうかの評価は、企業が当該他の通貨を入手するという意図又は意思決定ではなく、入手する能力に応じて行うべきであると決定した。例えば、在外営業活動体に対する純投資を換金することとなる取引を締結する意図が企業にない場合であっても、通貨は企業の在外営業活動体に対する純投資を換金する目的で他の通貨に交換可能である可能性がある。この提案は、IAS 第 21 号の他の要求事項と整合的である（例えば、企業が直物為替レートで取引を行うという意図又は意思決定に関係なく、金額を他の通貨に換算する際に直物為替レートを使用するという要求）。

市場又は交換メカニズム

BC7 当審議会は、交換可能性を評価する際に、特定の市場又は交換メカニズム（例えば、政府が管理している交換メカニズム）を考慮することを企業に要求すべきかどうかを検討した。当審議会は、市場又は交換メカニズムの性質及び種類は法域間でまちまちである可能性があると考え、したがって、ある通貨を他の通貨と交換する取引が強制可能な権利及び義務を生じさせる市場又は交換メカニズムのみを考慮することを企業に要求する方が適切であろうと決定した。

他の通貨を入手する目的

BC8 多くの法域（特に為替レートが自由変動相場である場合）では、2つの通貨間に1つの交換レートしか存在しない。すなわち、企業が他の通貨を使用することを意図している目的は、為替レートを変化させることも企業が当該他の通貨を入手する能力に影響を与えないことでもない。しかし、一部の通貨については、異なる用途には異なる為替レートが適用され、企業が当該通貨を入手する能力に影響を与える可能性がある。したがって、

交換可能性の欠如

当審議会は、交換可能性を評価する際に、他の通貨を入手する目的を企業が考慮することが重要であると結論を下した。

- BC9 当審議会は、企業が次のことを行う状況を区別して検討した。
- (a) 外貨建取引を機能通貨で報告する。
 - (b) 機能通貨以外の表示通貨を使用するか又は在外営業活動体の業績及び財政状態を換算する。
- BC10 IAS 第 21 号の第 20 項から第 37 項は、外貨建取引の機能通貨での報告についての要求事項を定めている。当該要求事項は、個々の外貨建取引並びに当該取引に関連した貨幣性項目及び非貨幣性項目に適用される。当審議会は、外貨建取引を報告する際に、企業は個々の取引、資産又は負債のそれぞれについて別々に通貨の交換可能性を評価すべきであると決定した。すなわち、企業は、外国通貨の入手の目的は個々の外貨建取引、資産又は負債を決済することであると仮定することになる。したがって、企業は他の通貨を当該取引又は当該取引に関連した資産若しくは負債を決済するために入手することができるかどうかを評価することになる。個々の取引、資産又は負債のそれぞれを評価することを企業に要求しても、新たな評価を生じさせないであろう。IAS 第 21 号の第 26 項が、複数の為替レートが利用可能である場合にはそうすることを企業にすでに要求しているからである。
- BC11 IAS 第 21 号の第 38 項から第 49 項は、機能通貨以外の表示通貨の使用並びに在外営業活動体の業績及び財政状態の換算についての要求事項を定めている。当該要求事項は、企業又は在外営業活動体のすべての資産及び負債（すなわち、純資産）に適用され、個々の資産又は負債には適用されない。したがって、当審議会は、これらの状況において、企業は在外営業活動体に対する純資産又は純投資を換金することとなる取引の観点から、交換可能性を評価すべきであると決定した。
- BC12 当審議会は次のことも検討した。
- (a) 他の通貨の入手の目的が企業の純資産（又は在外営業活動体に対する純投資）を換金することである旨を定めることが、一部の法域からの配当を送金する際に存在する可能性のある遅延があるために交換可能ではない多くの通貨を識別する結果となる可能性があるかどうか。当審議会は、配当を送金する際の遅延は、通貨が当該他の通貨に交換可能ではないという結論を必ずしも生じさせないことに留意した。すなわち、その遅延は通常の事務上の遅延を反映している可能性がある。また、ある通貨が他の通貨に交換可能ではないと結論を下すことは、企業が見積技法を使用することを自動的に要求することにはならない（BC19 項参照）。
 - (b) 純資産（又は在外営業活動体に対する純投資）を単一の取引ではなく一定の期間にわたり換金する能力を考慮することを企業に要求すべきかどうか（企業は単一の取引で純資産を回収できない場合が多いため）。企業の純資産又は在外営業活動体に

対する純投資の換金を生じさせる単一の取引を考慮することは、IAS 第 21 号の要求事項に合致する (BC11 項参照)。当審議会はまた、提案している A11 項を適用すると、たとえ企業が純資産又は在外営業活動体に対する純投資を換金するために必要となる他の通貨の全額を入手することができない場合であっても、僅少とはいえない金額を入手することができる場合には、通貨が当該他の通貨と交換可能となることにも留意した。

他の通貨の限られた金額のみを入手する能力

BC13 企業が他の通貨の限られた金額しか入手できない場合がある。例えば、外貨建負債 (FC1,000) を有する企業が、当該負債を決済するために FC50 のみを手に入れる場合がある。交換可能性をどのように定義すべきかを決定するにあたり、当審議会は、入手可能な他の通貨の金額について 4 つの代替案を検討した。企業が次の金額を手に入れる場合に、通貨は他の通貨と交換可能となる可能性がある。

- (a) 当該他の通貨の何らかの金額 (代替案 1)
- (b) 当該他の通貨の僅少とはいえない金額 (代替案 2)
- (c) 当該他の通貨の多額な金額 (代替案 3)
- (d) 当該他の通貨の全額 (代替案 4)

BC14 当審議会は、次の理由で、代替案 2 を提案することを決定した。

- (a) 代替案 1 は、非常に狭くなり、最も極端な状況においてのみ交換可能性の欠如を生じさせることになる。したがって、代替案 1 は、修正案の便益のいくつかを制限することになる。
- (b) 代替案 4 は、多くの状況において交換可能性の欠如を生じさせ、意図しない結果を引き起こす可能性がある。
- (c) 代替案 2 は、代替案 3 よりも範囲が狭くなる (したがって、代替案 2 は、企業は限定された状況においてのみ直物為替レートを見積るべきであるという当審議会の見解とより密接に合致する)。
- (d) 代替案 2 は、資産又は負債の活動の量又は水準が著しく減少した場合の IFRS 第 13 号「公正価値測定」におけるアプローチに類似している (IFRS 第 13 号の B37 項から B42 項)。市場取引がほとんどない場合の公正価値の測定は、多くの点で、企業が他の通貨の限られた金額しか入手できない場合の適切な直物為替レートの決定と類似している。資産又は負債の公正価値を測定する際に、市場活動の量又は水準の低下は、無調整の観察可能な価格の使用から企業が離れる結果を生じさせる可能性がある。同様に、当審議会の提案 (代替案 2) は、他の通貨を入手する市場における活動が非常に低水準であるために当該他の通貨の僅少な金額しか入手できない

交換可能性の欠如

場合に、企業は観察可能な直物為替レートの使用から離れる（その代わりに直物為替レートを見積る）というものである。

BC15 企業が外貨建取引を機能通貨で報告していて、当該取引及び残高を決済するために必要となる当該通貨の全額を入手できない場合、企業が交換可能性を評価する水準について疑問が生じる。例えば、LC を機能通貨とする企業が 4 件の FC 建の営業債務残高を有しているとする。各債務の残高は FC25 であり、したがって残高の合計額は FC100 である。企業は当該取引を決済する目的で合計 FC25 を入手できる。この場合、企業はどのようにするのか。

(a) それぞれの債務を別々に考慮するのか。その場合、企業は入手可能な FC25 を 4 件の債務のそれぞれに配分することが必要となる。例えば、

(i) 残余ベースで、すなわち、FC25 を 1 件の債務に配分し、他の 3 件の債務には何も配分しない。したがって、企業は、LC は 1 件の債務については FC に交換可能で、他の 3 件の債務については FC に交換可能でない結論を下すことになる（残余法）。

(ii) 按分ベースで、すなわち、それぞれの債務に FC6.25 ($FC25 \div 4$) を配分する。したがって、企業は、それぞれの債務について、FC6.25 が FC25 の債務残高に関して僅少とはいえないほど大きいかどうかを評価することになる。企業は LC が債務の全部について FC に交換可能であるか全く交換可能でないかのいずれかの結論を下すことになる（按分法）。

(b) 債務を総額ベースで考慮するのか。その場合、企業は、入手可能な FC の合計額 (FC25) が、債務残高の総額 (FC100) と比較して、僅少とはいえないほど大きいかどうかを評価することになる。企業は再び、LC が債務の全部について FC に交換可能であるか全く交換可能でないかのいずれかの結論を下すことになる（総額法）。

BC16 当審議会の考えでは、按分法が残余法よりも状況をより忠実に表現する情報を提供するのであろう。当審議会は、按分法と総額法の結果は同じであることにも留意したが、総額法の方が企業にとって適用が容易となると結論を下した。したがって、当審議会は、企業が特定の目的で入手できる他の通貨の金額の大きさを評価する際に、当該金額を当該目的に必要な他の通貨の合計金額と比較することによって評価することを提案している。

ステップ 2 – 直物為替レートの決定

BC17 IAS 第 21 号は、次のいずれかの場合には、一般的に企業に直物為替レートを適用することを要求している。外貨建取引を機能通貨で報告する場合、機能通貨以外の表示通貨を使用する場合、又は在外営業活動体の業績及び財政状態を換算する場合である。通貨が他の通貨に交換可能でない場合、企業は直物為替レートを観察することができない。

したがって、当審議会は、そうした状況において企業が直物為替レートをどのように決定するのかを定めることを提案している。

BC18 当審議会は、直物為替レートを見積る際に満たすべき条件を提案することを決定した。当審議会は、企業が当該見積りをどのように行うべきかに関しての詳細な要求事項は提案しなかった。その理由は、

- (a) 直物為替レートの見積りは複雑となる可能性があり、企業固有及び法域固有の事実及び状況に依存する。
- (b) 企業が直物為替レートを見積るために使用する可能性のある多くの経済モデルがある。それらのモデルは、複雑性及びインプットとして使用する経済的要因（例えば、インフレーション、金利、収支バランス、法域の生産性）がさまざまである。1つの見積技法又はアプローチを定めることは不適切であろう。なぜなら、可能性のあるすべての状況についてのすべての関連性のある要因を、過度に負担を生じさせない方法で反映する可能性は低いからである。
- (c) 交換可能性の評価に関する要求事項は、企業が限定された状況においてのみ直物為替レートを見積る結果となると見込まれる。
- (d) 直物為替レートの見積りに固有の不確実性は、見積りに基づく他の財務情報に関しての不確実性と同様である。直物為替レートの見積り及び見積技法に関する目的適合性のある情報の開示は、提案しているアプローチを補完することになる（BC21項から BC22項参照）。
- (e) そうしたアプローチは、他の IFRS 基準書における測定の実務と整合的である。例えば、IFRS 第9号「金融商品」は、予想信用損失の測定について特定の技法を定めておらず、その代わりに明確な目的を示している。

観察可能な為替レートの使用

BC19 当審議会は、通貨が他の通貨に交換可能でない場合には、企業は必ずしも複雑な見積技法を使用する必要はないことに留意した。状況によっては、企業は、第19A項で提案しているように直物為替レートを見積るため、観察可能な為替レートを出発点として、必要な場合にはそれを調整することによって、直物為替レートを見積ることができる。複雑性を低減させるため、当審議会は、観察可能な為替レートが提案している第19A項の条件を満たす場合に、2つの状況において企業が観察可能な為替レートを見積った直物為替レートとして使用することを明示的に認めることも決定した。観察可能な為替レートが当該条件を満たすかどうかを評価するのに役立つため、当審議会は網羅的でない要因のリストを定めることを提案している。

その他の検討事項

BC20 企業が他の通貨の限られた金額しか入手できない場合に、当審議会は、混合的な為替レート（すなわち、企業が取引又は残高の一部分について他の通貨を入手できるレートと

交換可能性の欠如

残りの部分について見積った為替レートの両方を反映した加重平均為替レート) を使用することを企業に許容又は要求すべきかどうかを検討した。当審議会は、そうしたレートの使用を許容も要求もしないことを決定した。その理由は、

- (a) 混合的な為替レートの決定は困難となる可能性があり、大きな追加的便益なしに作成者にとってのコストを増大させる。
- (b) 混合的な為替レートを決定するにあたり、企業は、取引又は残高の僅少な部分についてのみ観察可能な直物為替レート（そして残りの部分については見積った直物為替レート）を使用することになる。企業がそのようにするのは、提案している A11 項の要求事項を適用すると、企業が他の通貨の僅少な金額しか入手できない場合のみ、企業は通貨が交換可能でないと結論を下すことになるからである。したがって、ほとんどの場合、当審議会は、混合的な為替レートは見積った直物為替レートと大きくは異ならないと見込んでいる。

開示

BC21 2 つの通貨間の交換可能性が欠如している場合の直物為替レートの見積りは、企業の財務諸表に重要性のある影響を与える可能性がある。その見積りは、判断及び仮定の使用も要求することになる。当審議会は、財務諸表利用者は直物為替レートの見積りが財務諸表に与える影響だけでなく、交換可能性が欠如している通貨に対する企業のエクスポージャーを理解することにも関心があるという情報を受けた。財務諸表利用者は、交換可能性の欠如の性質及び財務上の影響に関する情報、使用した直物為替レート、見積りプロセス及び企業が晒されているリスクに関する情報は、利用者の分析に役立つであろうと述べた。したがって、開示要求は財務諸表利用者にそうした情報を提供するように設計されている。

BC22 当審議会在 A16 項の最終文を含めることを提案しているのは、提案している A17 項から A18 項の要求事項の一部は他の IFRS 基準書の要求事項に類似していることに着目したからである。すなわち、企業は他の基準書を適用する際に、それらの提案した各項が要求している情報の一部をすでに提供している可能性がある。例えば、企業は次のことをすでに提供している可能性がある。

- (a) 在外営業活動体に関する要約財務情報 (IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の B10 項又は B12 項から B13 項を適用して)
- (b) 直物為替レートを見積るために使用した方法論に関する情報 (IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 125 項から第 133 項を適用して)
- (c) 交換可能性が欠如している通貨から生じるリスクの性質及び程度に関する定性的情報及び定量的情報の一部 (又は全部) (IFRS 第 7 号「金融商品：開示」及び IFRS 第 12 号の開示要求を適用して)

BC23 当審議会は、交換可能性を評価する際に行った重要な判断についての具体的な開示要求

を含めることは不要であると結論を下した。これは、IAS第1号の第122項が、経営者が行ったそのような判断が財務諸表に認識された金額に最も重大な影響を与える判断の一部である場合に、そうした判断の開示をすでに要求しているからである。

経過措置

IFRS基準をすでに適用している企業

BC24 当審議会が第60L項から第60M項の経過措置の提案を開発したのは、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を適用して修正を遡及適用することを企業に要求することで期待される便益は、コストを上回らないであろうと結論を下したからである。特に、

- (a) 修正を遡及適用するには、企業が、通貨の過去の期間における交換可能性を評価し、当該過去の期間について直物為替レートを見積ることが必要となる。多くの場合、これは事後的判断の使用が必要となる可能性が高く、たとえ事後的判断を使用せずに可能であるとしても、コストがかかるであろう。
- (b) 交換可能性の欠如は、一般的に、他の状況の場合よりも投資者にとってのトレンド情報の有用性が低くなる高インフレ及び他の経済的事象を伴う。当審議会は、こうした状況において、財務諸表利用者は交換可能性が欠如している通貨に対しての報告日における企業のエクスポージャーを理解することに関心があるという情報を受けた。したがって、当審議会は、企業は修正を適用開始日から適用すべきであり、比較情報を修正再表示すべきではないと結論を下した。

BC25 提案している経過措置を開発するにあたり、当審議会は次のことを決定した。

- (a) IAS第21号における関連する要求が決算日レートで換算することを企業に要求している場合、適用開始日現在の見積った直物為替レートを使用して項目を換算することを企業に要求する。
- (b) たとえ修正案と合致しない直物為替レートを使用して換算していたとしても、企業が他の項目を再換算することを認めない。これは、それらの項目を識別して適切な為替レートを見積ることを企業に要求することで期待される便益は、コストを上回らないであろうからである。
- (c) 修正の適用開始の影響を次の項目の修正として認識することを企業に要求する。
 - (i) 企業が外貨建取引を報告している場合に、利益剰余金期首残高。これらの取引について、企業は一般的に為替差額を純損益に認識する。その他の包括利益に認識した為替差額を区分して追跡することを企業に要求すると、不必要な複雑性を持ち込むことになる。
 - (ii) 企業が機能通貨以外の表示通貨を使用する場合又は在外営業活動体の業績及び財政状態を換算する場合に、資本における換算差額の累計額。これらの状況において、企業は一般的に、為替差額をその他の包括利益に認識し、当該差額を

交換可能性の欠如

資本の独立の内訳項目に累積する。

初度適用企業

BC26 当審議会は、この修正の遡及適用の特定の免除は初度適用企業には不要であろうと結論を下した。その理由は、

(a) IFRS 第 1 号は、財務諸表において外貨建取引を報告する初度適用企業に対して免除を設けていない。したがって、企業は、外貨建取引を報告する際に、IAS 第 21 号における適用される要求事項のすべてを遡及適用する。

(b) IFRS 第 1 号の D13 項は、初度適用企業に対して、すべての在外営業活動体についての換算差額累計額を IFRS 移行日現在でゼロとみなすことをすでに認めている。

BC27 激しい超インフレに関する IFRS 第 1 号の要求事項は、交換可能性に言及しているが、定義はしていない。当審議会は、IFRS 第 1 号における文言を修正案と合わせるべきであると結論を下した。